

**(仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代  
包括支援センター建設基本構想**

**令和3年2月**

**伊 勢 崎 市**

## 目 次

<b>新保健センター・子育て世代包括支援センター</b>	
<b>建設基本構想策定の趣旨</b> .....	1
<b>I 現状と課題</b> .....	2
1 現状 .....	2
2 課題 .....	3
<b>II 新施設整備の基本方針</b> .....	4
1 基本理念 .....	4
2 整備方針 .....	4
3 関連計画との整合性 .....	6
<b>III 新施設の整備計画</b> .....	7
1 施設整備の重点事項 .....	7
2 施設の規模 .....	7
3 整備予定地 .....	9
4 建設にかかる財源 .....	1 1
5 供用開始の目標年度 .....	1 1
<b>IV 新施設の運営方針</b> .....	1 1

## 新保健センター・子育て世代包括支援センター 建設基本構想策定の趣旨

本市では、第2次伊勢崎市総合計画（平成27年度から平成36年度）に基づき、将来都市像である『夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき』の実現に向け、健康・医療分野では「いつまでも健康に暮らせるまちをつくる」ことを、また福祉分野では「子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる」ことをまちづくりの政策に掲げ諸施策を進めています。

本市の保健センターは、各種保健サービスを実施するため、健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センターの4箇所の保健センターから構成されていますが、赤堀保健福祉センター以外は、建築後35年以上が経過し、老朽化による施設機能の低下とともに、維持管理費用の増加をきたしています。また、社会情勢の変化による保健サービスの多様化に対応していくには適応困難な施設規模になっているとともに、保健センターの点在する状況が事務の効率化に支障をきたしており、市民ニーズに充分に対応することが難しくなってきました。

また、近年の少子高齢化の急激な進展、核家族化をはじめとする家庭環境の変化、地域のつながりの希薄化や共働き世帯の増加などにより、健康づくりと疾病予防等に加え、特に子育て支援に関する市民の要望は、今後さらに多様化していくものと考えられます。しかしながら、現在それらの要望に対応する機能を持つべき子育て世代包括支援センターは、老朽化の進んだ手狭な健康管理センター内に設置されており、規模的にも機能的にも大きな制約があるため、子育て世代包括支援センター本来の業務を遂行するには、厳しい環境下にあるといえます。

これらのことから、施設の統廃合や効率的な施設活用が必要になっている状況、そして何よりも今後の市民ニーズに的確に対応していくためには、健康づくりやきめ細かな子育て支援の拠点となる新施設の建設が急務となっているとの認識に立ち、本基本構想を策定するものです。

# I 現状と課題

## 1 現状

本市の保健センターは、地域保健法第18条に規定される市町村保健センターとして、健康管理センターを中心に4箇所の保健センターで構成され、市民の健康づくりを推進する保健サービスを行っています。また、本市の子育て世代包括支援センターは、令和2年度に健康管理センター内に設置されています。

### (1) 施設の概要

	健康管理センター	赤堀保健福祉センター	あずま保健センター	境保健センター
所在地	連取町 1155	西久保町二丁目 123-1	東町 2670-4	境 637
構造・階数	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 平家建て	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
総延床面積	1,052.42 m <sup>2</sup>	2,046.97 m <sup>2</sup>	554.04 m <sup>2</sup>	596.73 m <sup>2</sup>
建築年月 ( )は令和 2年度現在	昭和56年3月 (築39年)	平成14年3月 (築18年)	昭和59年8月 (築36年)	昭和56年3月 (築39年)
利用者数 (平成30年度)	15,080人	10,866人	5,343人	5,520人
維持管理費 (平成28～ 30年度)	H28 11,545千円 H29 10,422千円 H30 10,678千円	H28 28,614千円 H29 9,550千円 H30 9,831千円	H28 6,913千円 H29 3,110千円 H30 3,040千円	H28 2,171千円 H29 1,552千円 H30 1,563千円
これまでの 主な修繕・改 修例	H23 空調設備 H26 トイレ設備	H27 空調設備 H27 外壁タイル H28 空調設備	H24 屋上防水 H27 屋上防水 H28 屋上防水	H21 空調設備

### (2) 目的と業務

#### ① 目的

保健センターは、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律等の法的根拠に基づき、各種健康診査や健康相談等の保健サービスを提供し、市民の健康づくりを支援する以下の業務を主とした施設です。

## ②業務

- ア 特定健診やがん検診の実施による、疾病の早期発見・予防の推進
- イ 子育て世代包括支援センターとしての妊産婦支援や乳幼児健診を始めとする健やかな子どもの成長発達のための支援
- ウ ところの健康づくりや自殺予防への取り組み
- エ 生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに関する情報の提供や市民の主体的な健康づくりの支援
- オ 健康推進員等の地区組織活動の支援や食育活動の推進
- カ 予防接種等感染症予防対策の円滑な推進
- キ 健康に関する講座や指導の実施

## 2 課題

### (1) 保健センター施設の老朽化

赤堀保健福祉センターを除く3保健センターは、雨漏りなどの老朽化が深刻であり、修繕等の維持管理費も増加しています。また、施設の機能や付帯する設備などにおいても多様化する市民ニーズに合わず、特にユニバーサルデザインの面での遅れが目立っています。

具体的には、待合スペースが不足していることや、和式トイレや玄関の段差などがあることから高齢者や乳幼児、車いす利用者等の安全な利用に支障をきたしており、また、授乳室やプライバシーに配慮した個別の相談室がないなど、利用者に不便と不安を与えています。これは老朽化に加えて、業務を遂行する上で、絶対的な施設規模の不足が原因といえます。

### (2) 保健センターの点在配置

保健センターは、点在する4施設で業務を遂行していますが、各施設を運営することは維持管理費の面から非効率的であり、老朽化による継続的増加に加え、複数の施設を効率的に活用することの難しさがさらに維持管理費の増加を上乗せしている状況になっています。

また、職務の面においても、職員が点在配置されていることから、関連情報の一元化、共有化や職員間のコミュニケーション、人材育成など、組織運営に重要となる基盤が物理的な隔たりにより醸成しにくい状況となっています。連絡体制の整備や応援体制の強化等により対応しているものの、物理的な障壁はなお高く、市民サービス向上のためには、点在する3保健センター職員を集中化し、専門職等の人的資源の有効活用を図ることが必要となっています。

### (3) 子育て世代包括支援センターの設置環境

核家族化の進行などで、子育てに関することを相談できる相手がない人や、発達特性などにより子育てしづらいケースなど、育児不安を抱える保護者が増加しており、社会情勢の変化に対応した多様なサービスの提供が必要となってきました。

さらに、母子保健法改正により、令和2年度に子育て世代包括支援センターを健康管理センター内に設置し、妊娠中からの総合的相談や支援を充実強化していますが、個室不足や手狭な施設の状態では、適切良好な環境下での業務遂行はできていないのが現状です。

したがって母子保健機能と子育て支援機能を一体的に推進できるだけの規模を備えた施設として、子育て世代包括支援センターを拡充し、再設置することが必要不可欠となっています。

## II 新施設整備の基本方針

### 1 基本理念

妊娠中からの切れ目ない母子保健サービスの充実により健康で元気な母子の育成と、あらゆる世代の健康増進の環境を整備し、生き生きと暮らせる市民が増えることを目指して、本構想の基本理念を以下のとおり定めて推進していきます。

**楽しく子育て 健康生き生き空間の創設**

### 2 整備方針

基本理念の実現に向け、市民が安心して子どもを生み育て、生涯を通じて健やかに過ごせるように、妊産婦支援、乳幼児の成長発達支援、子育て期の支援、虐待予防、がんや糖尿病等の生活習慣病予防、自殺対策などの充実強化を図り、市民の健康づくりと子育て支援の拠点として機能することのできる保健センター及び子育て世代包括支援センターを整備するため、新施設を建設します。

整備にあたっては、課題として揚げられた、保健センター施設の老朽化及び点在配置並びに子育て世代包括支援センターの設置環境などについて、根本的な解決を図るため、以下の方針に基づいて進めることとします。

#### (1) 老朽化した3施設の統廃合

老朽化が著しく、手狭となった健康管理センター、あずま保健センター、境保健センター3箇所の保健センターを統廃合し、新しい保健センターを新施設に設置します。

## **(2) 赤堀保健福祉センターとの2館体制**

新施設は、保健センターに加え、新しく子育ての中心施設となる子育て世代包括支援センターを併せ持つ施設とし、赤堀保健福祉センターは、適切に維持管理した上で継続して業務拠点として活用します。したがって、新施設の整備後は、新施設を中心にした、赤堀保健福祉センターとの2館体制となることを踏まえ、当該体制に適合できるように整備します。

## **(3) 子育て世代包括支援センターの拡充再設置**

新たに求められる整備として、既に設置している子育て世代包括支援センターの機能を拡充するため、適正なスペース及び必要な設備等を配した上で、同センターを新施設内に再設置します。このことにより母子保健機能と子育て支援機能が一体的に運用され、妊娠初期から子育て期全般にわたり切れ目のない包括的な支援業務が展開できるように整備します。

## **(4) 適切な施設規模の確保**

新施設は、利用者のプライバシー保護及び安全性、快適性を十分に配慮した上で、健診業務や相談業務等が滞りなく実施できるよう、適切な施設規模を確保し、ユニバーサルデザインを取り入れて整備します。

### 3 関連計画との整合性

本基本構想は、次の市の計画等に盛り込まれた内容との整合を図って策定しています。

#### 第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画 「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」

基本政策1 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる

分野別施策 1-1-1 健康づくりと疾病予防の推進

分野別施策 1-2-1 子ども・子育て支援の充実

基本政策2 市民と産業を支える力強いまちをつくる

分野別施策 2-1-1 適正な土地利用と良好な景観形成

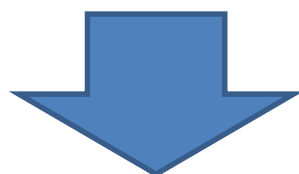
分野別施策 2-1-2 魅力ある市街地の整備

基本政策5 市民と協働して自立したまちをつくる

分野別施策 5-2-1 効率的で効果的な行政運営の推進

#### 関連計画

- 健康いせさき21（第2次）後期計画～健康増進計画・食育推進計画～
- 伊勢崎市自殺対策推進計画
- 伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画
- 第3期伊勢崎市地域福祉計画
- 第7期伊勢崎市高齢者保健福祉計画
- 伊勢崎市第2次障害者計画
- 伊勢崎市公共施設等総合管理計画
- 伊勢崎市都市計画マスタープラン
- 伊勢崎市立地適正化計画
- 伊勢崎市保健施設個別施設計画



（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター  
建設基本構想



### Ⅲ 新施設の整備計画

#### 1 施設整備の重点事項

整備方針を踏まえ、健康づくり及び子育て支援の拠点にふさわしい明るく快適な施設とするため、以下の重点事項の実現を目指して施設整備を進めます。

##### ① 安全で衛生的な施設

市民が安心安全に利用できるように、エレベーターを設置します。適正な衛生管理が可能な健診会場や調理室等を整備します。

##### ② 誰もが利用しやすく利便性の高い施設

ユニバーサルデザインの導入により、乳幼児を連れた保護者が利用しやすい健診室や授乳室のほか、多目的に活用可能な交流スペースを設け、誰もが親しみやすい、わかりやすい動線とゆとりある空間を確保します。

##### ③ プライバシーに配慮した個室を備えた施設

子育ての悩みや健康・疾病の各種申請にかかる相談が気軽に安心して利用できる、プライバシーに配慮した個室を設けます。

##### ④ 安心して利用できる育児スペースを備えた施設

子育て中の気分転換ができるよう、外出して遊ばせる場や、安心して子どもを預けられる場として、プレイルームや託児室を整備し、子育て支援機能を備えます。

##### ⑤ 防災機能を有し、罹災者の健康管理の拠点となる施設

災害発生時に罹災者の救護、健康管理の拠点として、保健福祉事務所、医療機関等と連携し、迅速に対応が図れる防災機能を備えます。感染症対策用備蓄品の倉庫も整備します。

#### 2 施設の規模

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した推計によると、本市の人口は将来的に減少していくことが見込まれています。

0歳から14歳までの年少人口においても同様に減少傾向があることから、さらなる少子化対策が重要と考えられます。そのため、特に、子育て支援の充実にに向けた各種施策を実施できる施設の整備が必要となっています。

また、老年人口は増加していくことから、元気に高齢期を過ごすための早期からの疾病予防や、災害時における救護活動などに対応できる施設を整備することも必要となっています。

具体的には、現在不足しているプライバシー確保のための個室や、ゆとりのある待合等の空間、交流スペース、感染症予防のため利用者同士の十分な距離を確保可能な健診室や、感染予防品などの十分な備蓄スペースを整備する必要があります。

それらの必要性とともに一体整備によるメリットも勘案した上で検討した結果、新施設の規模は次のとおりとします。

(1) 想定される面積

3,000～3,500 m<sup>2</sup> (延床面積)

(2) 想定される諸室

用途	主な諸室
保健センター	健診ホール・健診室・計測室・検尿室 診察室・保健指導室・歯科指導室 保健室・調理室・栄養指導室・個別相談室 消毒室・ランドリー
子育て世代包括支援センター	子育て相談室・発達相談室 プレイルーム(乳児・幼児)・託児室
共有部分	備蓄品倉庫・階段室・エレベーター室 男女トイレ・幼児用トイレ・多目的トイレ 授乳室等
事務室ほか	事務室・会議室・更衣室・印刷室等

### 3 整備予定地

#### (1) 概要

整備予定地	大手町地内（伊勢崎福島病院跡地）
敷地面積	約 3,800 m <sup>2</sup>
区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
建ぺい率・容積率	80%・400%
防火地域及び準防火地域	準防火地域の指定あり
地区計画	伊勢崎駅周辺地区（その他の市街地）
その他	伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業 ※土地区画整理法第76条許可要 （市街地整備課）

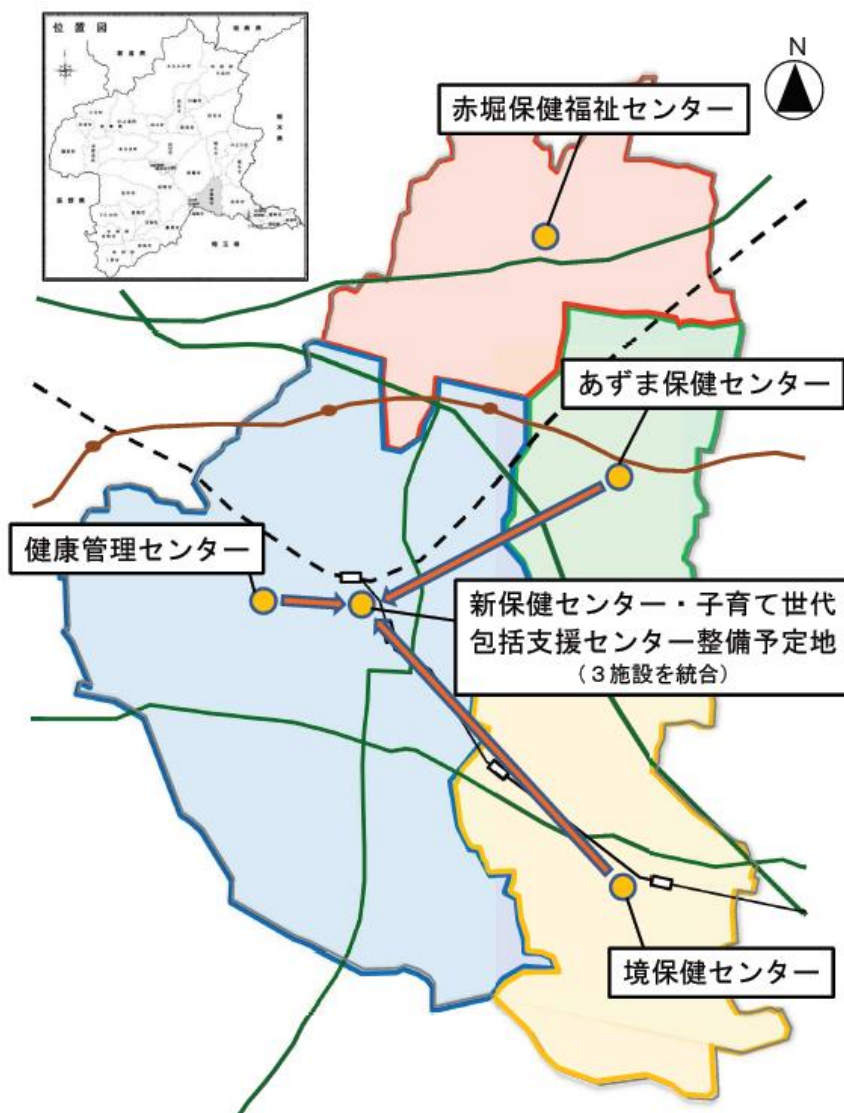


図1 新保健センター整備予定地

## (2) 選定理由

以下の事由から、保健センターと子育て世代包括支援センターが融合した新施設を当該地に整備することは、本市の関連計画の全てに合致する最適な選定であるとの判断に至りました。市民の子育て、全世代の健康の基幹となる機能を有するとともに、中心市街地の活性化及び利便性の向上に結びつくものと期待されます。

### ① 優位な立地条件

当該地は、本市の中心市街地内にあり、伊勢崎駅及び新伊勢崎駅からそれぞれ約500mの徒歩圏内に位置し、主要地方道伊勢崎大間々線に隣接しており、コミュニティバスなどの利用も可能なことから、市内各所からのアクセス性に優れた交通利便性の高い立地状況となっています。



図2 整備予定地近隣図

## ②立地適正化計画上の位置づけ

当該地周辺は、まちづくりの指針となる本市都市計画マスタープランにおいて、市内外から多くの人が集まり、回遊する魅力的な都市交流の中心拠点となるよう、都市機能の集積を進める地域に位置づけられており、伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業として都市基盤整備が進められています。

そのような中、当該地は、同マスタープランの具体策を示した本市立地適正化計画において、医療・福祉・商業などの都市機能を誘導すべき都市機能誘導区域のほぼ中央に位置しており、さらに、同区域内に今後整備すべき誘導施設として保健センターが明確に位置づけられています。

## ③中心市街地の活性化

当該地に新施設を整備することにより、多くの施設利用者等が中心市街地を訪れることとなります。特に子育て世代包括支援センターを整備することは、乳幼児を抱えて行動が制約される子育て世代にとって、まちなかでの経済活動や文化活動を支援する施設となり、地域の活性化を促します。

## 4 建設にかかる財源

新保健センター建設における財源は、主に国庫交付金及び地方債の活用を予定しています。

## 5 供用開始の目標年度

令和7年4月の供用開始を目指します。

## IV 新施設の運営方針

新施設は、新保健センターと子育て世代包括支援センターの一体的な運用により、本市全体の健康づくり及び子育て支援の拠点として機能していくため、以下の方針に基づいて運営していくこととします。

なお、新施設がまちなかにおける交流と活力を生み出し、中心市街地の再生、活性化に大きく寄与することについても留意します。

### ①保健センターの運営

新保健センターは、本市保健行政の基幹となり、赤堀保健福祉センターとの2館体制にて適切に機能を連結した上で、子育て支援を含めた全市的、全世代的な健康づくり事業を行っていくものとしま

す。

### ②子育て世代包括支援センターの運営

拡充再設置される子育て世代包括支援センターは、子育て全般にわたる様々な市民ニーズに対し、育児の負担軽減につながる具体的な事業を展開していくことなどにより、包括的な子育て支援サービスの提供に取り組んでいくものとします。

### ③相談体制の継続

新施設建設後も、あずま・境支所などを利用して各種届出や相談業務の一部を継続するなど可能な限り各地域に密着した体制を整え、市民への保健サービス及び子育て支援サービスの維持向上を図っていきます。